（承認番号） 22700ＢＺＸ00179000		
130　心臓手術用カテーテル (3)　冠動脈用ステントセット ④　生体吸収・再狭窄抑制型 （承認番号） 22800ＢＺＸ00406000	平成29年３月１日から 平成30年３月31日まで	244,000円
（略）	（略）	（略）

（承認番号） 22700ＢＺＸ00179000		
（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

○農林水産省告示第九百十四号

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（平成二十四年十二月十一日農林水産省告示第二千五百五十六号）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十九年五月三十一日　　農林水産大臣　山本　有二

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
1　支援の対象となる対象事業活動が満たすべき事項 機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、次に掲げる全ての事項を満たす対象事業活動を支援するものとする。 (1)　(略) (2)　産業分野の連携 農林漁業以外の業種に属する事業者（以下「異業種事業者」という。）から出資を受けること等により、対象事業者（機構又は支援対象事業活動支援団体から出資による支援を受ける場合にあっては、農林漁業を行う法人とは別に設立された農林漁業者主体の法人に限る。ただし、農林漁業を行う法人が自ら対象事業活動を行っても農林漁業を含む事業全体の収益性が確保されると認められる場合には、当該法人を含む。）が、２次産業・３次産業の分野において、農林漁業以外の業種の技術・ノウハウを活用しつつ、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めることを目指すものであること。 (3)・(4)　(略) 2　対象事業活動の出資による支援の内容が満たすべき事項 機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体（出資により対象事業活動の支援を行う場合に限る。以下２から４までにおいて同じ。）は、対象事業活動に対する支援の内容を決定するに当たって、次に掲げる事項を満たすものとする。 (1)～(4)　(略) (5)　関係施策等との連携 ①　(略) ②　対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対して必要な支援が行われるよう、農林漁業者の資金調達に関して特に知見を有する株式会社日本政策金融公庫との連携体制の整備を図り、定期的な情報交換や協調した出融資等の実施に努めるとともに、その他の関係する金融機関、地方公共団体並びに承認会社及び承認組合（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第５条に規定する承認会社をいう。）との連携を図ること。	1　支援の対象となる対象事業活動が満たすべき事項 機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、次に掲げる全ての事項を満たす対象事業活動を支援するものとする。 (1)　(略) (2)　産業分野の連携 農林漁業以外の業種に属する事業者（以下「異業種事業者」という。）から出資を受けること等により、対象事業者（機構及び支援対象事業活動支援団体から出資による支援を受ける場合にあっては、農林漁業を行う法人とは別に設立された農林漁業者主体の法人）が、２次産業・３次産業の分野において、農林漁業以外の業種の技術・ノウハウを活用しつつ、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めることを目指すものであること。 (3)・(4)　(略) 2　対象事業活動の出資による支援の内容が満たすべき事項 機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体（出資により対象事業活動の支援を行う場合に限る。以下２から４までにおいて同じ。）は、対象事業活動に対する支援の内容を決定するに当たって、次に掲げる事項を満たすものとする。 (1)～(4)　(略) (5)　関係施策等との連携 ①　(略) ②　対象事業活動に対する支援を行うに当たっては、対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対して必要な支援が行われるよう、株式会社日本政策金融公庫その他の関係する金融機関、地方公共団体及び承認会社（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第５条に規定する承認会社をいう。）との連携を図ること。